

平成27年2月16日

各位

会社名 株式会社エス・ディー・エス バイオテック
代表者名 代表取締役社長 高橋 順一
(コード：4952、東証第二部)
問合せ先 執行役員管理部長 深澤 良彦
(TEL. 03-5825-5511)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年3月26日開催予定の第47回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として決算期（事業年度の末日）等の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の目的

当社の事業年度は、「毎年1月1日から12月31日まで」と定めておりますが、親会社である出光興産株式会社の事業年度と統一することで、経営全般にわたって、より効率的な事業運営を行うため、事業年度を「毎年4月1日から翌年3月31日まで」に変更いたします。これに伴い、現行定款第11条（基準日）、第43条（事業年度）、第44条（期末配当金）、第45条（中間配当金）につき所要の変更を行うものであります。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年12月31日
変更後：毎年3月31日

事業年度の変更に伴い、第48期事業年度は平成27年1月1日から平成28年3月31日までの15ヶ月の決算期間となります。そのため、経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

3. 決算期変更に伴う今後の業績見通し

第48期（平成27年1月1日から平成28年3月31日）の業績予想及び配当予想につきましては、第47回定時株主総会で決算期の変更及び定款の一部変更が承認された後、内容決定次第速やかに開示いたします。

4. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第10条（省略）	第1条～第10条（現行どおり）
第11条（基準日） 当社は、毎年 <u>12</u> 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2（条文省略）	第11条（基準日） 当社は、毎年 <u>3</u> 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2（現行どおり）
第12条～第42条（省略）	第12条～第42条（現行どおり）
第43条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までとする。	第43条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から <u>翌年3</u> 月31日までとする。

<p>第44条 (期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>第44条 (期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>
<p>第45条 (中間配当金) 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>第45条 (中間配当金) 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>
<p>第46条 (省略)</p>	<p>第46条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第1条 (経過措置) 1. 第43条 (事業年度) の規定にかかわらず、第48期の事業年度は、平成27年1月1日より平成28年3月31日までの15ヶ月とする。なお、本附則は第48期事業年度終了後にこれを削除する。 2. 第44条 (期末配当金) の規定の変更は、平成27年4月1日以降からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。 3. 第45条 (中間配当) の規定の変更は、平成27年10月1日以降からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。 4. 平成27年3月の定時株主総会において選任される取締役の任期は、第48期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第48期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。 5. 平成27年3月の定時株主総会の終結の時点をもって再任される会計監査人の任期は、第48期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第48期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</p>

5. 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

平成27年3月26日 (木)

定款の効力発生日 (予定)

平成27年3月26日 (木)

以上